

[事案 21-87] がん給付金請求

・平成 22 年 4 月 28 日 裁定終了

< 事案の概要 >

妻が胸腺腫にて入院し手術を受けたことに対し、保険約款に定める給付金の支払事由に該当しないことで不払いになったことを不服とし申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

妻は平成 21 年に病院に入院し、胸腔鏡下縦隔腫瘍切除術を受けた。そこで、がん保険(平成 3 年加入)にもとづき給付金を請求したところ、保険約款で定める給付金の支払事由を充足していないことを理由に不支払いとされたが、下記理由により納得出来ないため診断給付金、入院給付金を支払って欲しい。

(1)加入保険は、悪性新生物に対する給付金支払を保障していることから、診断書中の「今後の治療予定」欄の「悪性新生物の治療」に とマークされている以上、妻の疾病は悪性新生物に該当するので、支払対象とすべきである。

(2)加入時に、同契約において保障されない「がん」があるとの説明は受けていない。

< 保険会社の主張 >

下記理由により、給付金の支払いに応ずることはできない。

(1)申立人の妻の疾病は、診断書中の「病理組織診断名」から、浸潤も無く、組織所見上も明らかな異型もみられないことにより、WHO 分類上、悪性新生物ではなく良性新生物に該当する。

(2)世界保健機関 (WHO) 分類に基づく全ての悪性新生物を保障しており、説明義務違反はない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記理由により、本件申立てを認めるまでの理由がないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

1 . 約款の規定

(1) 申立契約の約款には、がんの定義について、「この保険契約において『がん』とは、世界保健機関 (WHO) 修正国際疾病、傷害および死因統計分類の基本分類において悪性新生物 (がん腫、肉腫および白血病等) に分類されている疾病 (別表 1) をいいます。」と規定されており、また「がんの診断確定は、日本の医師または歯科医師の資格を持つものによって病理組織学的所見、細胞学的所見、理学的所見 (X 線、内視鏡等) 臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによりなされたものでなければなりません。」と規定されている。

(2) そして、同約款「別表 1」には、「約款に規定する世界保健機関 (WHO) 修正国際疾病、傷害および死因統計分類において、悪性新生物に分類される疾病は世界保健機関 (WHO) 第 8 回修正国際疾病、傷害および死因統計分類のうち下記の疾病をいいます。」と規定され、その分類として「その他の内分泌腺の悪性新生物」と規定されている。

2 . 胸腺腫の分類

申立契約の約款規定は前述のとおりであるが、そこで援用されている世界保健機関

(WHO)修正国際疾病、傷害および死因統計分類においては、胸腺腫について、悪性新生物として「悪性胸腺腫」、良性新生物として「胸腺腫」に分類している。そして、保険会社の提出資料によれば、世界保健機関(WHO)は、「悪性胸腺腫」といえるためには、組織所見にかかわらず、局所浸潤、胸膜・心膜播種、転移を伴う進行した病期の胸腺腫、病期に関わらず、明らかな異型を伴う胸腺上皮性腫瘍(胸腺癌)のいずれかに該当する必要があるとしている。

3. 申立人の妻の疾病が悪性胸腺腫に該当するかについて

悪性胸腺腫といえるためには、前項の または の類型に該当する必要がある。そこで、前項 の類型に該当するかであるが、保険会社提出資料及び国立がんセンターのホームページにおけるがん情報サービスによれば、申立人の妻の疾病は、 の類型には該当しない。

次に、前項 の類型に該当するかであるが、保険会社提出資料によれば、世界保健機関(WHO)は、組織所見により、悪性新生物とされる「胸腺癌」と「胸腺腫」とを区別しており、申立人の妻の病理組織診断名は、「胸腺腫」であって「胸腺癌」ではない。よって、申立人の妻の疾病は、 の類型には該当しない。したがって、申立人の妻の疾病は、悪性胸腺腫に該当しないことになる。

4. 申立人の主張について

(1) 申立人は、診断書兼入院証明書の「今後の治療予定」の欄において、悪性新生物の治療に 印が付されているとして、申立人の妻の疾病は、悪性新生物であると主張するが、申立契約の約款では、がんの診断確定の方法が定められているから、同証明書の上記記載をもってして、申立人の妻の疾病を悪性新生物と認めることはできない。

(2) 契約時に保障されない「がん」があるとの説明は受けていないとして、保険会社の説明義務違反を主張するが、「がん」という言葉の意味自体が一義的でない以上、申立契約の対象となる「がん」について定義することは必要なことといえる。そして、申立契約は、約款において、「がん」の定義を、世界保健機関(WHO)修正国際疾病、傷害および死因統計分類の基本分類において悪性新生物に分類されている疾病であるとしているが、定義として不相当とはいえない。また、約款において、「がん」について定義されていることは、容易に知りうるところである。以上からすると、仮に、保障されない「がん」があるとの説明がなかったとしても、保険会社に説明義務違反があったとすることはできない。